

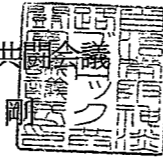
三市職労第 15 号

2023年10月26日

三田市長
田村克也 様

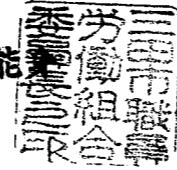
自治労阪神淡路ブロック共

議長 戎



三田市職員労働組合

執行委員長 池本



2023 年末一時金に関する統一要求書

貴職におかれましては、地方自治発展のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

阪神淡路ブロック共闘会議は、機関会議において、私たちの生活実態と「2023年アンケート調査」結果を踏まえ、年末一時金について下記の要求を決定しました。

各自治体独自の賃金カット等による賃金の引き下げ、諸手当の削減、給与構造改革・給与制度の総合的見直しによる賃金水準の低下、医療・年金などの社会保障費や税金の負担増など、さらには急激な物価高により、私たちの生活状況はさらに厳しくなっています。

このような中であって、本年人事院は一時金(勤勉手当)0.1月の引き上げ勧告を行いました。一時金の引き上げ分が期末手当、勤勉手当に割り振られたこと、その引き上げ分の一部を上位の成績区分に係る原資に配分しないことは、一定の理解が出来る内容と言えます。

一時金は毎月の生活費の赤字補填、ローン返済や各種保険料の支払いなど、私たちの家計にとって必要不可欠なものとなっています。それだけに一時金に対する組合員の期待と増額要求は極めて強いものがあり、職務加算制度の導入は未だ大きな不満を残しています。また、職場に差別と分断を持ち込み、成績主義の強化・拡大となる勤勉手当の成績率による支給も認めることができません。

貴職におかれましては、私たちの一時金への期待と要求、そしてきびしい生活実態について深くご理解いただき、11月2日までに誠意をもってご検討の上、文書で回答されるよう要求します。

記

1. 基本要求

月収の2.66ヵ月プラス2万円

支給日 2023年12月8日(金)

2. 会計年度任用職員に対する一時金を勤勉手当も含め正規職員並に支給すること。なお、勤勉手当が支給されるまでの間については、割増報酬を活用するなどの対応を行うこと。

3. 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善すること。

4. 勤勉手当の成績率による支給は行わず、全額期末手当とすること。

5. 新入職員の支給率を改善すること。

以上